平成２２年（フ）第４５６号
岡山県備前市麻宇那1248番地１　市営住宅１－３
債務者　早瀬　隆也
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５号
秋田県大仙市内小友字上高花127番地
債務者　高山　房男
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第２１０５号
横浜市磯子区岡村７丁目16番11号　第２泉ハイツ203号
債務者　山口　博海
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１１９号
神奈川県大和市中央６丁目２番７号
債務者　佐藤　大作
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２８２９号
神奈川県相模原市南区若松３丁目35―11　大谷方
債務者　大木絵里香
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２８３０号
千葉県松戸市常盤平４丁目15　常盤平公団住宅Ｅ街区51棟206
債務者　所　　満正
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３０４５号
東京都足立区綾瀬２丁目15―10―102
債務者　山田　亮助
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３０５５号
東京都大田区大森南２丁目３―10　コーピアス大森南Ⅱ101
債務者　三浦　幸子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３０８６号
東京都板橋区西台１丁目５－５―417
債務者　高橋静一朗
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３１６０号
東京都西東京市保谷町６丁目25－６―304
債務者　高橋　浩子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３１７５号
東京都板橋区赤塚７丁目23―８―202
債務者　山田　　孝
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２１９号
東京都多摩市落合３丁目２－６―501
債務者　松本真由美
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２２９号
東京都台東区谷中３丁目21―６
債務者　大木千枝子（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２８５号
東京都江戸川区清新町２丁目８－３―302
債務者　蓑島　政良
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２８６号
東京都荒川区南千住６丁目45―38―302
債務者　白石寿々子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２８７号
東京都足立区保木間３丁目20―６―301
債務者　有本　妙子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部